

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案について（概要）

令和 5 年 6 月
デジタル庁

1. 改正の背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1主務省令」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）別表第1の規定に基づき、個人番号を利用する事務を定めている。令和6年6月（予定）のデータ標準レイアウトの改版により、情報連携が開始される事務等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。）に特定個人情報情報を追加する等の改正に併せて別表第1主務省令に当該事務の追加を行う。

2. 改正の概要

（1）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う規定の整理

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、番号利用法が改正され、保育士等の国家資格(※)に関する事務において個人番号の利用が可能となるよう番号利用法別表第1に当該事務が追加された。

これを踏まえ、別表第1主務省令を改正し、当該国家資格に係る規定の追加を行うもの。

(第7条、第9条の2、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の5、第10条の6、第18条の2、第18条の3、第18条の4、第22条の2、第23条の2、第27条の2、第39条の2、第43条の2の2、第43条の2の3、第43条の4、第46条の2の2、第46条の2の3、第46条の2の4、第46条の2の5、第50条の2、第50条の3、第50条の4及び第71条の2関係)

※「保育士等」とは以下のとおり

保育士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、栄養士、管理栄養士、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、税理士、歯科技工士、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、社会保険労務士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、介護支援専門員、精神保健福祉士、言語聴覚士及び公認心理師

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う規定の整理

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務が新設された。

併せて、同改正法により、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が改正され、指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務が新設された。

これを踏まえ、別表第1主務省令を改正し、当該事業に係る規定の追加を行うもの。

(第7条及び第71条関係)

(3) 児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整理

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、母子保健法（昭和40年法律第141号）が改正され、母子保健に関する相談及び支援の実施に関する事務が新設されるとともに、母子健康包括支援センターの業務を新たに設置されるこども家庭センターにおいて行うこととされた。

これを踏まえ、別表第1主務省令を改正し、当該相談及び支援に係る規定の追加その他規定の整理を行うもの。

（第40条関係）

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う規定の整理

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により番号利用法が改正され、都道府県知事が保有する「難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が情報連携の対象として追加されることに伴い、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金の支給の事務において、個人番号の利用を開始する。

これを踏まえ、別表第1主務省令を改正し、当該事務に係る規定の追加その他規定の整理を行うもの。

（第45条関係）

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正に伴う規定の整理

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）が改正され、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療の費用負担並びに緊急時などの医療に係る特例の療養費の支給の事務が新設された。

これを踏まえ、別表第1主務省令を改正し、当該医療の費用負担等に係る規定の追加その他規定の整理を行うもの。

（第52条関係）

(6) 特別遺族年金の支給に関する事務における規定の整理

番号利用法別表第1において、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が規定されている。

これを踏まえ、別表第1主務省令を改正し、当該支給に係る規定の追加を行うもの。

（60条の2関係）

(7) その他所要の改正を行うものとする。

3. 今後のスケジュール

意見公募手続期間：令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

公布：令和5年7月中旬

施行：令和6年4月1日施行（ただし、2.（1）はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日、2.（6）は公布の日）